

チャーミー



牧之原市の給水装置工事について



チャーフィン

説明内容

1. 牧之原市の給水申請の流れについて
2. 竣工検査時における注意事項について
3. 解体工事について

1. 牧之原市の給水申請の流れについて

給水申請の流れは下記のとおりとなります。(次ページから各項目の説明となります。)

事前協議書
※



設計審査申請書



給水装置工事申込書



完了台帳の提出



竣工検査

※ 事前協議書の提出については新設・増径のみです。
その他は設計審査申請書からの提出となります。

事前協議書

配水管口径を確認し、引込口径が適正かどうか。必要水量を確保できるかどうかを審査します。

課内で審査後、指示事項欄へ路線名、舗装復旧区分、本管口径・管種、その他指示事項を記載し、FAXで申請指定工事店へ返送します。

(許可が降りるまで約1週間かかります。)

※ 新たに引き込む・既存口径を増径する場合のみ提出してください
それ以外は次の設計審査申請書からとなります。

設計審査申請書

新設工事及び改造工事の内容について、配管や管種等まで具体的な審査をします。

課内で審査後、指示事項をまとめた設計審査承認書をFAXで申請指定工事店へ送信します。

(許可が降りるまで約1週間かかります。)

※ 道路工事を伴う場合は道路占用申請書が別途必要となりますので、関係機関と調整した上で、水道課へ提出してください。

(例：国道・県道→島田土木事務所、市道→牧之原市建設課)

(占用は許可が降りるまで約1ヶ月かかります。余裕を持って手続きを進めるようにして下さい。)

給水装置工事申込書

給水装置工事申込書と共にFAXにて送信した設計審査承認書を、
指

示事項にチェックした上で併せて提出してまいります。また、提出時に
審査・検査料と施工標代を支払っていただきます。支払いを済ませて
いただいて工事着手が可能となります。

なお、新設時には加入分担金も支払っていただきます。その際には量
水器出庫と同時に開栓となりますのでご注意ください。

※ 指示事項を守っていただけない場合は受け付けない場合があります。

完了台帳の提出

工事完了後、水道課へ完了台帳を提出していただき、その場で検査日の決定まで行います。検査については必ず引渡し前に受検してください。

また、未検の状態在宅内漏水があった場合には減免対象とならない可能性がありますのでご注意ください。

竣工検査

検査内容については、図面と実際の配管を照合、水圧測定、残留塩素測定、舗装復旧の確認を行います。新設・増径・特例工事については、台帳へ分水時の水圧テストの写真を添付してください。廃止工事については、分水閉鎖箇所^(スリーブ挿入)の写真を添付してください。

2.竣工検査時における注意事項について

検査時において、下記の指摘事項が多いのでご注意ください。

- ・官民境～メーターまで2m以内となっているか。
また、オフセットは図面に記載されているか
- ・止水栓・止水栓筐の向き
- ・指示事項は解消されているか

3.解体工事について

近年、住宅などの建物解体工事における水道のメーター紛失、給水装置の損傷・破損や解体後の漏水などのトラブルが多数発生しております。

解体ということは、言ってみれば既存の配管を変更することであり、その場合は給水申請が必要となります。（牧之原市水道事業給水条例第5条）

上記手続きを行わず、給水装置の改造を行った場合、過料を科せられることがあります。（牧之原市水道事業給水条例第40条）

ご質問がありましたら、牧之原市水道課までお問い合わせください。

牧之原市水道課工務係 0548-23-0082

